

(趣旨)

第1条 この要綱は、上関町空き家バンク制度要綱（平成18年上関町要綱第15号。以下「制度要綱」という。）に規定する上関町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家を活用して上関町への移住・定住を促進し、人口拡大を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する上関町空き家改修事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 制度要綱第4条第1項により登録された物件
- (2) 所有者 空き家に係る所有権または売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (3) 空き家の改修 空き家のうち人の居住の用に供する家屋又はその一部について、機能若しくは性能の維持又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該空き家の所有者若しくは制度要綱第7条第1項により利用者登録された者（以下「利用登録者」という。）で5年以上定住する意思を表明しかつ空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者のうち、当該空き家の所有者から改修について承諾を得た者
- (2) 経費の総額が10万円以上となる改修を行うこと
- (3) 未成年者でないこと
- (4) 町税の滞納がないこと
- (5) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと
- (6) 助成金の交付を申請する日において、助成金の対象となる空き家の売買又は賃貸借契約の日から1年を経過していないこと
- (7) 空き家所有者の3親等以内の親族でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(助成金の額)

第4条 助成金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は助成対象工事に要する経費の2分の1に相当する金額とし、50万円を限度とする。なお、助成金の額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の改修の施工は、町内に事務所を有する法人又は個人事業者によるものに限るものとする。ただし、町外事業者を利用する場合について町長が認める場合は、この限りでない。

3 空き家の改修は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町空き家改修事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、工事着手までに町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事設計図
- (2) 改修工事見積書
- (3) 施工前の現場写真
- (4) 住民票の写し（入居者分）
- (5) 納税証明書
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 所有者以外が改修を実施する場合は、所有者の改修実施承諾書（様式第3号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を上関町空き家改修事業助成金交付決定(申請却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定により改修を行う空き家については、事業の実施の日の属する年度の末日から5年を経過する日までの間(以下「活用義務期間」という。)、借主の居住の用に供され、又は空き家バンク登録物件として活用することを要件とする。ただし、利用登録者への売却により所有権を移転する場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、町長は、助成金の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(助成対象事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)しようとするときは、上関町空き家改修事業助成金変更等承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項による変更等の申請に係る承認の手続きについて準用する。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)が完了したときは、速やかに上関町空き家改修事業完了報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 町長は、前条による報告を受けた場合は、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定するとともに、上関町空き家改修事業助成金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条による助成金の額の確定を受けた交付決定者は、速やかに上関町空き家改修事業助成金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第11条 町長は、助成金受領者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している助成金があるときは、その全部又は一部について、返還を命ずるものとする。ただし、災害によるものその他町長がやむを得ない事由があると認めるものについては、この限りでない。

(1) 第3条第1項第4号又は第8号の要件に該当すること、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(2) 当該空き家について売買又は賃貸借の契約を締結しているにもかかわらず、事業完了後1月を超えて借主又は買主の居住の用に供されないとき。

(3) 活用義務期間の中途において、当該改修住宅に係る制度要綱第6条の規定による空き家登録の抹消、当該改修住宅の取壊し、利用登録者以外への売却もしくは譲渡による所有権の喪失、又は当該改修住宅に入居していた世帯員全員の転出若しくは転居により第6条第2項に規定する交付決定に係る要件を満たさなくなったとき。ただし、利用登録者に売却する場合及び助成金受領者が賃貸借契約時における所有者であって、借主及びその世帯員全員が退去後引き続き改修住宅を空き家バンクに登録する場合は、この限りでない。

(4) 第6条第3項の規定により交付決定に際し付された条件に反するとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。